

# 令和4年第1回宇都宮市公平委員会

日 時 令和4年3月31日（木）午前9時00分  
場 所 宇都宮市役所 執行部棟11階 11A会議室

## 令和4年第1回宇都宮市公平委員会次第

令和4年3月31日（木）午前9時00分  
宇都宮市役所 執行部棟11階 11A会議室

1 開 会

2 議事録署名委員の指定

3 議事日程の説明

4 議 事

日程第1 議案第1号 事務職員の任免について

日程第2 議案第2号 職員相談員の任免について

日程第3 議案第3号 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正

日程第4 議案第4号 事務職員旧姓使用取扱規程の制定

5 その他

6 閉 会

議案第1号

事務職員の任免について

次の者を令和4年4月1日付けで宇都宮市公平委員会事務職員に併任し、又は併任を免  
ずる。

令和4年3月31日提出

委員長 白井裕己

1 併任する者

(1) 事務職員（書記）に併任する者

事務職員 平間克之

(2) 事務職員（書記）に併任する者

事務職員 山根奈波

2 併任を免ずる者

(1) 事務職員（書記）の併任を免ずる者

事務職員 戸井田 淳 史

(2) 事務職員（書記）の併任を免ずる者

事務職員 浅見 明日香

議案第2号

職員相談員の任免について

次の者を令和4年4月1日付けで職員相談員に命じ、又は職員相談員を免ずる。

令和4年3月31日提出

委員長 白井裕己

1 職員相談員に命じる者

- (1) 事務職員（書記） 平間克之
- (2) 事務職員（書記） 山根奈波

2 職員相談員を免ずる者

- (1) 事務職員 戸井田 淳史
- (2) 事務職員 浅見 明日香

議案第3号

管理職員等の範囲を定める規則の一部改正

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和4年3月31日提出

委員長 白 井 裕 己

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の部出先機関の款保健所の項中「副所長 副参事 課長 課長補佐」を「副所長 課長 室長 主幹 課長補佐 副主幹」に改め、同款東横田清掃工場の項を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 管理職員等の範囲を定める規則新旧対照表

現 行				改 正 案			
別表（抜粋）				別表（抜粋）			
機 関			職	機 関			職
市長部局	出先機関	保健所	所長 副所長 副参事 課長 課長補佐	市長部局	出先機関	保健所	所長 副所長 課長 室長 主幹 課長補 佐 副主幹
		クリーンセンター下 田原	場長 副場長			クリーンセンター下 田原	場長 副場長
		クリーンパーク茂原	場長 副場長			クリーンパーク茂原	場長 副場長
		東横田清掃工場	場長 副場長				

## 議案第4号

### 宇都宮市公平委員会事務職員旧姓使用取扱規程の制定

宇都宮市公平委員会事務職員旧姓使用取扱規程を次のように定め、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月31日提出

委員長 白 井 裕 己

### 宇都宮市公平委員会事務職員旧姓使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、宇都宮市公平委員会事務職員が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改正前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「事務職員」とは、次に掲げる職員をいう。

- (1) 地方公務員法第12条第5項の規定により配置する事務職員
- (2) 地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき採用される職員のうち宇都宮市公平委員会の職員

(準用)

第3条 この訓令に定めるもののほか、宇都宮市公平委員会職員の旧姓使用の取扱いについては、宇都宮市旧姓使用取扱規程（令和4年訓令1号）の規定（第2条を除く。）を準用する。この場合において、同規程第4条第1項から第3項まで、第5条第1項、第6条、第7条第1項及び第2項並びに附則第2項中「市長」とあるのは「公平委員会委員長」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。